

居宅介護支援事業所 笠間陽だまり館 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人愛の会が開設する居宅介護支援事業所「笠間陽だまり館」（以下、「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な居宅介護支援（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、介護保険法の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護支援を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 居宅介護支援事業所 笠間陽だまり館
- （2）所在地 茨城県笠間市南友部 1966 番地 139

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・主任介護支援専門員）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2）介護支援専門員 1名以上
居宅介護支援を提供する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
夏季休業：8月13日～8月16日
冬季休業：12月30日～1月3日
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
※緊急時、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助を行う。
- (2) 相談等を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等、利用者の希望する場所とする。
- (3) 居宅介護サービス計画又は居宅支援サービス計画の作成と実施状況を把握する。
- (4) 利用者の心身の状況、住環境、家族の状況など居宅介護支援に必要な課題を分析する。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態になることを予防するための支援を行う。
- (6) サービス担当者会議等は、原則として、事業所内の会議室にて実施する。
- (7) 指定居宅サービス事業所及び介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供する。
- (8) 利用者・利用者宅への訪問は月1回以上行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、笠間市・水戸市・石岡市・小美玉市・茨城町とする。

(利用料及びその他の費用)

第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業実施区域を越えた地点から1kmあたり30円の実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

(相談・苦情対応)

第9条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(業務におけるハラスメント)

第10条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、利用者宅・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業

務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、定期的な訓練を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止について対策を検討する委員会を定期的を開催し、従業者に周知徹底する
- (2) 虐待防止の指針を整備し従業者に対する定期的な研修を実施する
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービスの提供中に、従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 居宅介護支援の提供において利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 居宅介護支援の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 本事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やか

に市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

6 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

8 利用者に対して事業所がおこなったサービス提供に関する諸記録は、条例に定めるものをもれなく整備し、サービス提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成27年 7月 1日から施行する。

変更 令和 3年 4月 1日から施行する。

変更 令和 6年 11月 1日から施行する。